

第 2 2 回
青森県景観形成審議会
議事録

平成 2 8 年 2 月 1 6 日 (火)

日 時：平成28年2月16日（火）13時30分～

場 所：青森県庁 西棟7階B会議室

出席者：委員 木村 光徳
委員 工藤 淳子
委員 篠崎 幸恵
委員 月舘 敏栄
委員 成田 一憲
委員 鳴海 成二
委員 福士 讓
委員 藤川 あきつ

以上8名出席

【事務局】

ただ今から、第22回青森県景観形成審議会を開催いたします。
議事に入ります前に、新たに鳴海成二様が委員に就任されましたことをご報告いたします。鳴海委員におかれましては、よろしくお願ひいたします。

又、本日は委員12名のうち、8名が出席されており、出席者の総数が半数を超えておりますので、この会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

(配付資料の確認、省略)

それでは、このあとの進行につきましては、青森県付属機関に関する条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、月舘会長にお願いいたします。

【月舘会長】

2年間許可地域の細分化、それにガイドラインについて検討してきましたけれども、大体今日でまとめて具体的な条例にしたいと思っておりますので、御協力お願いいたします。

それでは、議事に入っていきたいと思っておりますけれども、議事録の署名者をお願いしたいと思います。工藤委員と福士委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従って検討を進めていきますけれども、基本的には屋外広告物の許可基準の細分化です。それに関連して、ガイドラインの検討がその次になります。具体的には二つの課題ということになります。

それでは、「屋外広告物の許可基準の細分化」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(「資料1」及び「資料2」により、「屋外広告物の基準の細分化」の説明 省略)

【月舘会長】

どうもありがとうございました。約半年ぶりに詳細な説明をしてもらって、ちょっと忘れかけのところもあるかもしれませんが、要はこれまで検討してきたように市街地と自然景観を分離、さらに交差点を特例として、大きくは二つ、交差点を入れると三つに分けながら、高さについては7mという新しい基準、面積につきましては15㎡、両面で30㎡、これが自然景観についてです。

市街地等については面積は30㎡、両面で60㎡、屋上広告物につきましては、制限がなかったものを、建物の高さの3分の2程度という条件を当てはめます。

交差点等につきましては、道路標識等が4.5m位の高さにつきまますので、それ以下に揃える。それと、あまり派手なものだと、年をとると目が段々見にくくなってくるので、大きさだけではなくて彩度も抑え、さらには点滅照明等も制限して、より多くの方々が安定して見えるような屋外広告物にしようというのが内容で、その根拠が(資料2)で詳細に説明していただいているという内容です。

基本的な内容につきましては、みなさんに10月に検討していただいた内容を整理し、その根拠もつけていただき、踏まえて説明していただいた内容です。

これにつきまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

【鳴海委員】

初めて参加して大変申し訳ないのですが、（資料2）7ページの奈良県とか高松市の交差点の30m周辺では、広告物の表示また掲出物件の表示は禁止とありました。奈良県とかは文化財とかも多いというイメージがあって、交差点から30m以内は全然駄目ということなんだけれども、青森県の場合の改正については、30m以内はこれこれしてくださいという規制なんですか。

【事務局】

説明いたします。ご指摘の7ページ左側の周辺自治体の事例一部抜粋、「奈良県屋外広告物条例」というところがあり、ここで交差点30m周辺の地域では、広告物の表示または掲出物件の設置を禁止と書いてあります。奈良県の場合は基本的には、交差点付近には広告物禁止とかなり厳しい条例になっていると思います。

青森県として、ここまで厳しくするのは難しいだろうという考えはあるかと思えます。

きちんと調査したわけではありませんが、奈良県ではいろいろな歴史的なものを守っていくという考え方でかなり厳しくなっているとうかがうことができます。青森県全体といたしましては、禁止というところまでは難しかろうと、既にいくつか広告物が出ていますし、自家用広告物もごさいます。そういったところは掲出は可能だけれども、ある程度安全を守った高さ、大きさというところを決めていきたいと思いますという考え方でございます。

【鳴海委員】

わかりました。

【月館会長】

奈良県の場合は、1991年にユネスコの文化財に関する国際会議を開いたあたりから、こういう景観の整備が本格的に進んでいて、行ってみますときれいなんですけど、初心者だとどっちに行けばいいんだろうと思うことはあるんですね。ですから、交差点で信号とかはいいんですけど、その手前にこっちに行くと東大寺があるとか、手前で意識しないと、ということもあります。

青森県の場合は、信号をきちんと見るとした上で整理しようという方針で、これまで検討してきました。将来は、奈良県並ということも可能性はありますが、現時点では少なくとも交通標識等の影響を与えないようにということで、これまで検討してきました。

他に如何でしょう。

【木村委員】

（資料1）1ページの細分化の基本的なことなんだけれども、黒の点線は市街化地域と市街化調整区域の境という見解なんですね。

【事務局】

市街化区域と市街化調整区域の他に用途区域を指定されていない区域もありますので、それも調整区域の方に含みます。

【木村委員】

そうなりますと、区域という区分の仕方ははっきりわかるんですけれども、一点鎖線の円というのが、どういう基準ですか。

【事務局】

一点鎖線の内は都市計画区域となりますので、都市計画域の中には用途区域の他に、市街化調整区域もございますし、用途区域の定まっていない白地の区域もございます。それを全部含めた区域ということになります。

【木村委員】

それは、各市町村で定められているのですか。

【事務局】

そうです。

【木村委員】

八戸市であれば、大きい地図が売店とかで売っていますけれど、その色の着いている部分ということですか。

【事務局】

用途区域には色が着いていますけれども、そちらの方が点線部分の中です。都市計画の図面でいきますと、白で何も色がいないところは一点鎖線の中ということになります。

【木村委員】

わかりました。ありがとうございます。

【月館会長】

都市計画区域は、将来も考えて線引きした地域です。具体的に用途が決まっている地域が点線の中です。

篠崎委員、如何でしょう。

【篠崎委員】

(資料1) 1 ページ目の一番右の交差点部の対象範囲についての図なんですけれども、他都市の事例で交差点部の所からセットバックして何メートル以内は設置しないとか、設置してはいけないとか、そういう基準を見かけるんですけれども、これですと、範囲全部でオーケーということですよ。先程奈良県でもありましたけれども、交差点部での視認も非常に重要ですので、そのあたりセットバックするという考え方は、青森県としてはないのでしょうか。

【事務局】

今の案ですと制限を設けるだけです。例えば、セットバックですと建ててはいけないということになり、禁止になるということになりますけれども、そこまではいかないのかなと考えております。

【月館会長】

これまでの検討では、交差点の両サイドというよりは、正面に屋外広告物をどうするかという視点で検討を進めてきたので、交差点の両サイドにはあまり検討してこなかったんですね。

【篠崎委員】

正面で見たときに、道路面の所に信号機や標識とか立っています。それよりも看板を少し後退させるという考え方が他都市ではあるんですよ。標識と同じ面に掲げるのではなくて、ちょっと後退させるという基準なんです。

【月館会長】

今は道路面に接していると決めているので、大きさとか高さとか決められましたが、セットバックした他の都市の事例では、どういう緩和措置があるのでしょうか。

【篠崎委員】

考え方だと思いますが、今日出された資料というのは、非常によくできていると思いますし、ある意味他の都市よりも先進的なことをやってらっしゃって、すごい期待感があります。その中でさらに、掲出の仕方が立体的と言うんでしょうか、そういうふうになると、よりいいのかなと思って、他都市でよく見る基準についてどのような考えをお持ちなのかというのを質問しただけで、今これを出されたものを否定しているわけではございませんので、その上での話でした。現時点では、この考え方をまずやって、その上で今後また検討する余地があるのか、そういうことであれば、よろしいかと思えますし、青森県では立体的奥行き感ではなく、これでいくというのであれば承知でございます。

【事務局】

今は、信号とか標識に阻害しないような形をとるということを考えております。青森県で考えている案で、それでも阻害されるようなことがあって、何らかの問題が生じた場合は、篠崎委員がおっしゃったセットバックという案も考えられると思います。

【篠崎委員】

わかりました。

【月館会長】

他都市の事例をご存じであれば、事務局の方に資料提供していただければありがたいと思います。

青森県の場合、道路から後退した広告物をロードサイドに整理してきた経緯があり、要するに道路から何メートル離れているという考えは避ける方向で検討していました。

その辺も踏まえながら、適切な事例がありましたら資料を提供していただいて、今回の検討には十分反映しきれないかもしれませんが、実施をしていく中で、十分に役に立つことは可能だと思いますので、よろしく申し上げます。

【篠崎委員】

わかりました。

【月舘会長】

工藤委員、お願いします。

【工藤委員】

(資料1) 4ページの屋上広告物に関してなんですけれども、この図でいきますと建物から屋上広告物が直接乗っているような形になってはいますが、一般的な建物ですと屋上に上がるための階段室みたいなものが部分的に出ています。そういうものの上に広告物を設置した場合、建物の高さとして階段室の部分をどういう取扱いをするかというのが、これではちょっと見えてこないで、そのあたりもかみ砕いていただいた方がいいと思います。

【事務局】

わかりました。そこのところは、私共の方でまだ検討しておりませんでしたので、再度検討して基準を明確にしたいと思います。

【月舘会長】

今回事例に取り上げられている全国チェーンの場合は、割と屋上に上げられていることが多いですけれども、地域の商業ビルなんかですと、階段室の上に確かにありますので、その辺なんかについては調べていただきますが、ただ考え方としては本当の屋上までと考えてもらった方がいいかと思います。

【工藤委員】

建築基準法ですと屋上に階段室があっても、条件によっては建物高さが入るか入らないかという違いがでてくる法律ですが、階段室が3m位だとすると、その3分の2という2mの違いがでてくるわけですね。そのあたりをはっきりしておかないと、後々規制をかけたときにそれぞれの解釈が違ってくると思いますので、きちんとしておいた方が紛らわしくないと思います。

【月舘会長】

実施のことを考えるとその通りだと思います。
他にございますか。

【藤川委員】

市街地景観許可区域の広告板・広告塔についてですけれども、自然景観型許可区域では7mという案が出されていますが、こちらには出ていません。それで(資料2) 2, 3ページに市街地景観型のシミュレーションが(高さが)事細かに描かれていますけれども、これは、市街地景観型の許可区域であっても、広告板・広告塔の高さは7m以下ということでしょうか。

【事務局】

(資料2) 2, 3ページが表示ミスで、自然景観型の間違いでした。

【藤川委員】

市街地景観型には高さの制限は設けないのですか。

【事務局】

高さ制限については、現状の条例では規制はございません。自然景観型では高さ制限を設けません。市街地景観型には、現状のまま高さ制限は設けないという考え方で今回はしております。

【藤川委員】

自然景観型で高さが規制されて、素晴らしい景観だと思ったのに、街中に入ってきたときに、広告物がでこぼこに見えてしまうのではないかと思います。

【事務局】

現状、ロードサイドや街中等に既に立っている広告物については、まちなみ活性化というところに関しては寄与できる状況にしておきたいと考えております。一方で、その高さにつきましては、いろいろな意見がございますことは承知しておりますけれども、県としての考え方や他の景観行政団体としての各地域の考え方もありますので、その地域ごとに条例等を適合されることも考えられるかと思えます。

【藤川委員】

わかりました。

【月舘会長】

前回の会議でも話題になりまして、最近の新しい大型ビルですと、そで看板スタイルよりは建物への壁面デザインでの一体化したような屋外広告物が増えてきて、例えば神戸とか東京の原宿という所ですと、建物自体に広告物を一体化したデザインに変わってきているので、従来のそで看板を前提とした規制を念頭に置くと問題がでてくる可能性もあると思えます。

福士委員、如何ですか。

【福士委員】

感想になりますが、わかりやすい説明と資料を提供していただきありがとうございます。

その上でわかりづらかったのが、都市計画区域の線引きで自然景観型と市街地景観型の許可道路で分けて設定されています。許可区域に関しては市街化区域ですとか用途区域内の線引きによって種別されていますが、自然景観型という言葉がたまたま両方に使われているので、何かリンクしているのかと思ったんですけれども、これはまったく別に考えて、こういう定義だととらえていいのですか。

【事務局】

はい。

【福士委員】

今、看板の話がでたところですが、基本的に高さはなくなって、看板建築というものができたということで、いろいろな理由があるかと思うんですけども、許可道路も許可区域に関しても面積が大きくなり、緩和の方向になるということなんですか。その緩和の方向の理由を教えてくださいませんか。

【事務局】

市街地・郊外景観型の広告板・広告塔については、総面積を60㎡にするということで緩和の方向で考えております。これまでの基準は、1面当たりの面積が30㎡でも可能ですが、両面を使用すると15㎡と面積が小さくなってしまいます。裏面を十分に利用するのであれば、特に面積を小さくする必要はないのではないかと、やはり市街地ですと、人を呼び込むためには両面を有効利用することも可能だろうということで考えております。ただし、自然景観型の方につきましては、景観を守るという意味でも、面積の方をなるべく小さくしたいということで、片面を15㎡、両面使用した場合30㎡とし、規制することで考えております。

【福士委員】

そうしたときに、歩行者や自動車のスピードですとか、あと見る距離によって、バランスをとって都市の景観を作っていこうという話だったと思いますが、それが街中に入ってきたときに、高さ制限がなくて表示面積が緩和されたということになると、スピード感に対しての見え方のバランスをどのように調整していくのかについて、今後どのように検討していくのですか。

【事務局】

スピード感というものは、なかなか数値的な基準を示すことが難しいと思いますので、後ほど説明するガイドラインの方に記載できるか検討していきたいと考えております。

【月館会長】

よろしいでしょうか。
他に如何でしょうか。

【篠崎委員】

今、福士委員がおっしゃったことを私も同じことを思っていたんですけども、スピードも含めて道路幅員に対する看板の大きさについて提案があったと思うんですけども、それについて素晴らしい考え方だと思い、他都市ではとても困っていて参考にしたいと思っていたんですけども、それに関しては今後さらに考えていくのでしょうか。

【事務局】

道路幅員につきましては、私達も検討しましたが、青森県の道路は整備されているところもあれば、整備されていないところもあり、道路の幅員が必ずしも一律ではないところがござ

いますので、それに合わせて屋外広告物の面積等の基準を変えていくのは、中々整理がつかないところがございます。そこで、市街地内の広い道路では、このような看板がいいですよとか、見やすいですよといった形でガイドラインの方で示すことができたらいいのではないかと考えております。

【篠崎委員】

わかりました。

【月舘会長】

屋外広告物の研究の歴史からいうと、スピード感というのは郊外型からスタートしているものですから、市街地についてはあまり研究していないというのが現実です。都会の信号で止まることを前提とした交通システムを考えると、車の中からはあまり広告物を見ていないですし、歩道から見る場合はあまりスピードは問題にならないと思います。

いろいろ課題は指摘していただきましたけど、木村委員の方で、作る側から考えて何か問題になりそうな点は如何でしょうか。

【木村委員】

交差点の高さ4m以下という新基準ですが、新しく立てていく場合は新基準でいいと思いますが、現在立っている看板を見ると、数もたくさんありますので、この既存の看板に対してどのように指導されていくのか、又考えているのでしょうか。

【事務局】

実際に、この基準が改正され施行した場合は、施行されてから広告物を是正していただくことになるわけですが、その猶予期間は3年ということで条例で定めておりますので、その期間の中で広告主に是正していただくということになります。

【月舘委員】

以前も条例が改定されたならば周知徹底する、或いは研修会みたいなものを考えるということの説明いただいていたけれども、木村委員如何でしょうか。

【木村委員】

3年というのは法律で決まっているということですか。

【事務局】

県の条例で定めております。

【月舘会長】

その間に周知徹底、さらに研修の機会を用意していただいて、作る立場の方々にも理解し、さらには施主の方々にも理解していただきながら、3年の間にうまくスムーズに更新できる体制を

作っていただければと思います。

【木村委員】

わかりました。

【月舘会長】

今日の一番の課題であります細分化につきまして、多くの方から基本的な考え方については非常にいいのではないかと、そう言いながらも市街地と自然景観の中で一部緩和になるところ、或いは厳しくなる場所、さらには交差点に関わる課題とご指摘いただきましたけれども、成田委員、如何でしょうか。

【成田委員】

いいと思います。

【月舘会長】

考え方としては、いい方向に進むことへ目指していると思います。
篠崎委員、お願いします。

【篠崎委員】

(資料2) 6ページの左下のLEDの看板につきまして、これもとても問題になっている点でしたので、非常に素晴らしい指摘だと思います。

点滅をさせないということと、動きをさせないということであったんですけども、それと共に輝度(光の強さ)については如何でしょうか。私も運転するのですが、信号の視認もそうですし、通常運転しているときや歩行のときも、パチンコ店の光とか、目に突き刺さるときがあるんです。輝度についてはよそでも見たことがなく、一市民としてもどうにかしてもらいたいと考えているのですが、如何でしょうか。

【事務局】

現在、輝度については私共の方で把握していませんので、検討させていただいて、基準としてできるかどうか考えたいと思います。

【篠崎委員】

わかりました。

【月舘会長】

建築関係の照明についてやっている方々からも、LEDの輝度の問題は挙がっているんですが、具体的な指標になるような数値はまだ明快ではないようだと聞いていました。特に車ですね、レンズ付きで明るさを確保するタイプは、輝度が非常に高くなっているんですね。屋外広告物よりも、車のLEDライトの方が問題かもしれません。でも、例えば電光掲示板とかの類が規

制されるという理解でよろしいですね。

青森にも一つ、大きな交差点の所にありますけれども、LEDではないですね。ただ、交差点で紛らわしい照明等が、制限されるということは交通安全上は必要なことかと思っています。

輝度については、今回謳ってはおりませんが、交通信号等と混乱するような照明については規制するという前提ですので、将来研究が進んだ段階では、運用レベルでも考えることは可能かと思います。

他にみなさん、如何でしょうか。

【藤川委員】

(資料2) 1 ページなんですけれども、悪い例として西北五地区の看板ばかりありまして、なぜこの地域だけ看板が高いんだろうと思ひまして、もしかしたら地吹雪の関係でこういう高い広告物があるんでしょうか。もし、これが低くなるんだしたら、それで交通事故があるんだという懸念とかあるんですか。

【事務局】

私共で調査している箇所が、青森市、弘前市、八戸市を除いた区域となっております。それらの市は景観行政団体で、それぞれ独自の屋外広告物条例を持っております。青森県では、それ以外の地域で基準を設けたいと考えておりまして、その中で代表的な都市である五所川原市なんかですと、市街地もございまして、ロードサイドにも広告を出してございます。その調査の中で、このような広告物があったというだけで、この地域が特別高いというわけではないと思ひます。

【藤川委員】

自然現象とか、気候とかで高くなったのかと思ひていたんですけれども。

【月館会長】

そういう意味では津軽平野ですので、遠くからも目立つようにと、当然高くなるでしょう。

あと、地吹雪の話がありましたけれど、地吹雪は(資料2) 1 ページの右側に描いてある積雪ラインがあります。実際、2m積もるといことは中々ないんですけれども、地吹雪というのはこれくらいの高さなんです。ですから、ダンプとかトラックの運転手は地吹雪を見下ろしながら運転しているんです。だから地吹雪になったときに、ロードサイド型の看板だと地吹雪の上でていますので、色の着いたものとか見ると、安心なんです。本当にホワイトアウトになって、看板も見えないと、止まるしかなくなってしまいます。そういう点でもあまり高くない方が、万が一地吹雪が強くなったときは、看板が見えて、ここが道路の端だと考えやすいかと思ひます。そういうことも副次的にあると思ひます。

県南地区もやっていないわけではないのですが、こういう大きな平野がないんです。県南地区でいうと、六ヶ所の田んぼの中とかぐらいです。

資料としては、冬の景観もきちんとシミュレーションし、提案していただいておりますので、裏付けの根拠となる法令等と他自治体の事例、さらには視覚研究に基づいたシミュレーションを用意していただければ、根拠を持った改正ができるのではないかと思ひます。

許可地域の細分化については意見をいただいて、基本的な考え方に関しては賛成と、条件によっては、市街地景観型については一部緩和になる部分、自然景観型については従来よりも面積、高さ等が制限される。さらに交差点については、交通標識等妨げないよう高さ等制限するというような方向で提案された内容で、賛同の意見をいただいたと思ひますが、みなさん如何でしょう

か。

【委員】

異議なし。

【月館会長】

それでは、ご提案いただいた内容を基に、ご指摘のあった内容についてさらに精査していただき、具体的な条例改定に向けた準備を進めていただければと思います。

細分化につきましては、以上のまとめでよろしいですか。

【事務局】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【月館会長】

細かく見ていくとまだまだ検討し、実施段階で事例を蓄積しなければならない課題も指摘されましたので、そのあたりは実施案や、3年間の間にいろいろ整備していければいいと思います。

では、今日の具体的には二つ目の課題になりますガイドラインについて検討を進めたいと思います。ガイドラインについて、説明をお願いします。

【事務局】

(「資料3」により、「青森県広告景観ガイドライン」の説明 省略)

【月館会長】

どうもありがとうございます。これまでも原案を何回か提案していただきましたけれども、今回はあらためて考え方として「規制・誘導・活用」、要は単純に規制するだけではなくて、よい方向に持って行く、さらに将来良い町になるために、看板も含めて活性化に繋がるような屋外広告物景観を考えましょうということで、裏表紙の所にあります「地域の活性化に繋がる」というあたりが、広告景観ガイドラインの特徴になるのではないかと思います。見た目をきれいにするだけではなくて、青森県をより住みやすい町、結果として活性化に繋げていこうというのが、新しい考え方だと思います。1章で青森県全土と言いましたが、県の条例からは青森市、弘前市、八戸市は外れますけれども、これまでも報告していただいたとおり、この原案を三市と協議して進めていますので、青森市、弘前市、八戸市と全く違うものになるわけではなくて、統一を図られるように準備を事務局で進めていますので、そういう意味では県全土にということでも間違いはないと思います。

条例案では説明しにくい部分、裏付けを出しにくい部分については、ガイドラインの方で具体例に近い内容を踏まえて、実施をする段階では活用できる提案をしておりますので、このあたりについてご意見等如何でしょうか。例えば藤川委員からあった、市街地がランダムになるんじゃないかという心配がありましたけれども、28ページの「広告物でまちなみを整える」という項目には高さとか付ける位置を揃えるということで、いい街並みになっていくとあります。先程奈良の事例がありましたけれども、奈良市では28ページの下の方右側に該当するような運用をしてい

ます。ですから今行きますと、2階くらいの所に比較的濃い色の看板が揃っていて、昔研修旅行で行っていた頃より格段にいい街並みになったと思います。

みなさん、条例案で危惧されていたことが、このガイドラインのところで説明、さらには実施案で配慮すべき事項が書いてありますので、細分化の方と組み合わせると、条例の方だけではわかりにくい部分が、このガイドラインに補足されていると思いますが、如何でしょうか。

鳴海委員、如何でしょうか。

【鳴海委員】

これは結構だと思います。

ちょっと違うんですが、今インバウンドが増えているんですけども、そうするとサインが今まで以上に必要になってくると思います。英語、中国語、韓国語が多いですね。また、青森県がタイを誘客しようとしています。例えば、何カ国語にもなったり、設置する箇所も増えたり、交差点付近にも増えたりすれば、レンタカーを借りてナビで観光地で行くと思います。そのためインバウンドの人が、これは自分たち向けのサインなんだとわかるような統一をして景観に配慮したものができないのかなと思います。他の県で行程ルートがいっぱいありますから、そここのところ検討していったらいいのではないかと思います。

【事務局】

鳴海委員がおっしゃった内容については、具体的な基準というものはガイドラインに明記できませんが、こういった形は見やすいですか、そういったものを加えることができるか、検討してみたいと思います。

【月館会長】

事務局との打合せの段階では、今の外国語の標記の件は検討しました。例えば、九州ですと韓国語表記が当然のように行われてもいます。

今回の具体的な提案には含まれていませんでしたが、最終的なガイドラインをまとめるときには、最低限の準備はしていましたので、どこかで触れることは可能かと思います。

他に如何でしょうか。

【篠崎委員】

これからさらに詰められると思いますが、(資料3) 4ページの色彩の図に関して色相環があります。その下に配色を計算するための色相環という言葉が非常に興味深いんですけども、どういう考え方なのかということと、色相環の中で色相の記号が若干間違えているところを確認してもらいたいということと、真ん中の図の同じ色相の中間トーンがあるんですけども、この中間トーンの意味がどういうことなのかという、この三点をお伺いします。

【事務局】

色相環につきましては、できるだけ一般の方にわかりやすいような表現にしたいと思っています。

また、この色相環には専門的な知識が入っていますので、計算するみたいな表記があるんですが、これについては彩度と明度の数値の表し方みたいなものを書いているので、それを解説しています。これをもっとわかりやすく、彩度が変わればどうなるのか、明度が変わればどうなるの

かという表現の仕方にしたいと考えていますが、まだ途中の段階です。

中間トーンにつきましては、専門家の中でもいろいろな意見があると思うので、これが正しい表現かどうか精査しまして、この中に入れたいと思います。

【篠崎委員】

わかりました。

【月舘会長】

あまり詳しくない方にも、わかりやすくもう一段検討するということでした。
木村委員、如何ですか。

【木村委員】

こういうふうに具体的に色とか表示面積とかを控えるところなるんだよという、ビフォーアフターみたいな絵があると、作る側もある程度統一されていく気がします。

(資料3) 12ページの「耐久性を考慮し、適切な維持管理を行う」のところで、例としてそで看板が書かれていますけれども、現実的にそで看板の上は横90cmと縦20cmなので、そこに雪が1mも積もることは考えづらいです。風圧に対してのブラケットの取付という部分ではこの絵は適切ですが、積雪に関してはそで看板ではなく、コンビニ等の建物に入っている、我々はパラペットサインと呼んでいますけれども、そういった面積があるものを例として描かれた方がわかりやすいかと思います。

【月舘会長】

ありがとうございます。
如何でしょうか。

【事務局】

ご指摘ありがとうございます。そのように検討させていただきます。

【月舘会長】

みなさん記憶にあるかと思いますが、札幌で看板が落ちて、下を通っていた若い女性が重傷を負ったという事件もありました。

耐久性というご指摘もあったとおり、そで看板ですと風の方が大きい影響を受けると思いますし、雪に関しても札幌あたりでは至る所に落雪注意という看板とパイロンが立ってたりしていますので、風に対してしっかりすることと、冬においては看板から雪が歩いている人に落下して事故になるということも、少し加えていただけたらいいかと思います。

作る側としては、こういう具体的な事例を掲載したガイドラインがあると、施主の方にも説明しやすいということで、基本的な内容としては高く評価していただいたかなと思います。

他に如何でしょうか。これまでも何回か検討して、それを少しずつ整理していただいて、中々いいまとまりだとみていましたけれども、工藤委員如何ですか。

【工藤委員】

とてもわかりやすく、いいと思います。

広告を設置する時ではなくて、(資料3)12ページのように、維持管理も大事だということを言っていることは、いいと思います。

【月舘会長】

屋外広告物にも耐久性に関する規定はあるんですが、なかなか考えが及ばないことが多いんです。

福士委員、如何ですか。

【福士委員】

よくまとめられていて、よろしいと思います。

実際、このような規制を考えられたときに、どのように依頼とかされるのでしょうか。参考になるような話がありますか。

【事務局】

個別にそれぞれ看板を設置されることが多いと思いますが、屋外広告物を表示した時点で、個人のものでなく、町のものになってしまうという視点が必要になるんだと思います。自分だけがいいという考え方ではなくて、むしろそれを着けることによって町の雰囲気や町のイメージ、町の資質みたいなものも含めて影響されていきます。そういったことから屋外広告物を考えていく上で非常に重要になってきますので、そこを考えていきたいと思いますというガイドラインへしていきたいと思っております。

事例としては、商店街が商店街として考えていく上で、街並みををどういうふうにしていくかという視点を持つこともあって、共通なサインにしていきたいと思いますという考えもありますし、ある程度のガイドラインを作って、大きさや設置の高さ、色、光らせ方みたいなどころもだしている商店街や取組をしている自治体、町などもありますので、そういったものも含めて何か参考になるようなものを、このガイドラインで紹介できたらと思っております。具体的には、横浜市の元町商店街という所では、古くからきちんと看板の大きさや高さや揃え方を規制してやっていますということで、非常にいい街並みを作っているという事例もありますし、岡山県勝山市では暖簾を使った看板作りをしている事例もあります。そういうことを聞きつけて、観光バスで来るようになった町もございます。

そういったことから、ただ屋外広告物が単独で考えている時代ではなくて、それを町に利用していく時代になっていくということが、その視点に盛り込めたらと思っております。

【福士委員】

ありがとうございます。

【月舘会長】

因みに暖簾といえば、三戸町出身としては馬場のぼるの11匹のねこを言わざるを得ないんですが、商業的に成功しているとは言い難いのですが、11匹のねこの茜染めの暖簾を各商店が出しているんですけれども、なかった頃に比べると少なくとも街並みが見られるようになったかと思えます。

いろいろ課題はありましたが、例えばガイドラインの10ページに、一つ一つよかれと思った看板が集合するとだめだけれども、整理されるとそれぞれがきちっと見えた上で、さらにわかりやすくなります。このような事例があると、実際に作る側や施主の方にも理解していただけるのではないかと、あらためて思いました。

これまでも検討してまいりましたし、最後に県内の取組事例もつけていただいたので、内容としまして、これまでの検討の成果をうまく整理していただいたと思います。

【篠崎委員】

色彩についてなんですけれども、心配されるのが全国のチェーン展開されている店舗は、現状の看板がほとんど彩度8に収まっていますが、それ以上もあります。特に、赤系、黄色系は彩度最大14に近いものが乱立している状況です。それらに対して、ガイドラインで指導したとしても、実際にC Iカラー（コーポレートカラー）があるので難しく、重点地区などで規制するところでは、茶色や白にするとかしています。私個人の考えとしては、C IカラーはC Iカラーとして活かしながら表示面積を抑えるなどすることで、それは一つの賑わいになったり、またコンビニを見つけないという手立てになる気もします。そういうことを彩度8で抑えるというのは、本当に喜ばしいことなんですけれども、それとの絡みで具体的な指導ができていくのか、他都市でも気になっているところなので、もしお考えがあるようでしたら参考にしたいと思ひますし、青森県として県がこういうふうやっていくというのは注目されることだと思いますが、如何でしょうか。

【事務局】

色彩については交差点での基準だけですが、青森県においては規制ではありませんが、この程度の彩度だといいいですよといったガイドプランを作っています。それも参考にしながら、こちらの屋外広告物のガイドラインにも明記できるようであれば、それも加えていきたいと考えております。

【篠崎委員】

ありがとうございます。

【月館会長】

某ファーストフード店では、C Iカラーについて赤だったんですけど、パリに行けば茶色になると言い方を景観の方でよくしていました。ですから、篠崎委員からもありましたように、それぞれの自治体の方で明確な考えがあつてC Iをディスターブしない程度の規制は可能かと思ひます。また、八戸市でも某ファーストフード店が赤というよりも茶色に近くなりました。時代に反映されながら、環境とか景観に配慮するようになってきたのかなという印象を受けています。そのあたりは、3年の周知徹底の間に具体策をさらに考えていくことになると思ひます。全国チェーンが県内にも普及してくる段階になりますと非常に大切になるかと思ひます。

【成田委員】

よろしいですか。

みなさん考えていただいたことは大変結構なことです。

3月26日に北海道新幹線が開通します。ただ、蓬田トンネルから新青森駅まで何もない田園

の中で、素晴らしい海が見える環境があるわけですね。近くから見たのと、遠くから見たのでは看板の大きさによると思うんですけど、仮にそこに看板を立てる場合、条例に引っかかるんですか。

【事務局】

青森市内の区域については、青森市で条例を持っておりますので、そちらの方は私共の方ではお話しできないんですけども、蓬田村については、新幹線の見えるところから500mの区間は、禁止区域にすることにしておりまして、新幹線が開通する際は屋外広告物は立てることはできないとしております。これは、景観を配慮するという意味でも、新幹線周辺の区域は屋外広告物は立てないと考えております。

【成田委員】

それを聞こうとして質問したんです。禁止区域であれば関係ないんですけども、青森県をいろいろな形で宣伝するためには、禁止ではないことで考えてもらいたいです。青森県にも特産品があるわけだし、瞬間的にもホタテがあるとか知ってもらうのも必要だと思います。青森市と共にそういうことを検討してもらいたいです。

【月館会長】

ありがとうございます。以前の会議のときにも、ご指摘いただいたかと思えますし、そのときには駅舎近辺について回答があったかと思えます。

【事務局】

駅のホームについては、屋外広告物とはみなしておりません。駅から離れて、線路際から500mの区間は、青森県の場合は禁止区域としております。

【成田委員】

今まで新幹線がなかったから、何も別にあの辺は通らなかったですし、これからは新幹線が開業して、青森県のイメージをだすためには大きな看板をださないと目に入らないわけです。今後検討課題としてもらいたいです。

【篠崎委員】

それぞれの特産とか宣伝する、また新幹線が通るということで一つの大きな機会になるという成田委員のお気持ちはすごくよくわかるんですけど、他所から来ている人間として、またこういう視点もあるんだということをお伝えします。青森県は自然の景観とか風景とか大変素晴らしいくて、他県から入ってきたとき、私は写真を撮ったりするんですけども、そのときにあの看板がなければと思ったりすることもあります。それから新幹線で来たときに、自然の色というのが、それぞれの季節で素晴らしいと思います。それと宣伝する方と、どちらをとるんだというのはそれぞれの考え方だと思うんですけど、逆に野立看板を全部なくしましょうと決めた村も長野県にはありまして、写真家や画家の人たちや観光客が増えたという事例もお伝えしたいと思えます。その上で、青森県はどのように考えていくのかだと思います。

【月館会長】

ありがとうございます。

(資料3)の裏表紙に、地域の活性化に繋がることが最終目的であると考えての、地域の細分化とガイドラインです。単に規制するだけでなく、活用するという方針で考えてますので、今ご指摘いただいた点について、基本的に設置できない場所に無理矢理設置ということではないんですけれども、例えば、駅舎近辺等でそういった配慮した活性化に繋がるようなことを考えていく必要はあるかとは思いますが、事務局の方でガイドラインをまとめながら、運用の段階で対策を考えていただけたらと思います。

他に如何でしょうか。

【藤川委員】

(資料3)9ページなんですが、共通ガイドラインの項目に某衣料品店の写真が載っています。これは、良い例として載っているんですが、隣の建物が黄色でケバケバしくて、周りの景観に合っていないんじゃないかということで、これは良い例ではないと思います。その辺は、如何なものでしょう。

【事務局】

ここでは、看板が続いて立っているんですが、現地に行きますと高さが揃っていて、自立看板が整然として秩序だった雰囲気に見える場所でございます。ご指摘の写真は、おっしゃるとおりには必ずしもいい写真というわけではないと思います。黄色い建物の色彩と合っていないんじゃないかということで、ご指摘の通りだと思います。写真につきましては、違う写真や違う事例を使うことも考えられますけれども、今ここでテーマとしているのは黄色い建物ではなくて、自立の看板が揃っているのをうまく見せたらという意図がありましたので、その辺については配慮して写真を選びたいと思います。

【藤川委員】

わかりました。よろしく申し上げます。

【月館会長】

私もありますけれども、このガイドラインに取り上げられているのは、民間企業の事例なんです。ですから自治体等でやったものでも、駄目な事例を是非載せていただきたいと思います。企業がやるのが駄目で、自治体やるのが全て善という誤解を招きますので、配慮すべき事項を再検討して、もし公的なものでもあまりうまくないものは、取り上げてもらいたいと思います。

だいぶ時間が予定よりも過ぎましたが、ガイドラインにつきまして一通り意見をいただきました。ガイドラインについて考え方はいいけれど、先程の写真みたいにサンプルとしてもう少し配慮が必要なことと、それから最終的には地域の活性化に繋がるような配慮といった観点からの見直しという指摘もいただきましたが、基本的には大体いい評価をいただきましたが、あらためてご意見あるかた如何ですか。

【篠崎委員】

細かいところですが、図をこのまま使うとすれば心配になりました。(資料3)27ページの下に二つ事例がありまして、右側の良くなった方の事例にある右側のビルの黄色い背景の白文字が

ありますが、白文字にすることは色数を減らしたりすることで、いい方向にいつているんですが、黄色い背景の白文字は視認が悪いので、サイン本来の目的がなくなってしまうので、色を変えた方がいいと思います。

【事務局】

わかりました。ありがとうございます。

【月館会長】

実は公的な事例でというのは、横浜町の菜の花看板が指摘された色の使い方で、菜の花の黄色に白とか黄緑とか使っていて、公的なものでも駄目というのは、それをサンプルに言ったものです。

同じ黄色系でも彩度、明度を落として、少しコントラストが高くなれば、視認性が高まっていくと思います。そういう点も少しづつ見直していただければと思います。

あらためてですけれども、基本的な考え方、それからまとめた内容については、大体ご了解いただいたかと思います。そういう中でも気になる点については、先程言いましたように、いくつか手直しをした方がいいという指摘もありましたので、その辺を踏まえましてまとめていただければと思います。

ガイドラインの議論は、以上でまとめたいと思います。みなさん、如何でしょうか。

【委員】

異議なし

【月館会長】

議論は終わったんですが、今後具体案にしていくためのスケジュールを（資料4）にまとめていただいていますので、お願いします。

【事務局】

（「資料4」により、「青森県屋外広告物条例施行規則改正のスケジュール（案）」の説明 省略）

【月館会長】

ありがとうございます。

今のメンバーで、許可地域の細分化を課題としてやってきましたけれども、今日で大体原案をまとめることができたかと思います。あとは、総務学事課との対応にはなるかと思いますが、これまで2年間かけて協議した結果が、屋外広告物条例施行規則改正に繋がるかと思うので、うまく協議が進んで、来年度実施に向けて進めていただけたらと思います。

これで、今日の審議会を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは事務局からよろしく申し上げます。

【事務局】

委員の皆様方には、長時間にわたりご検討いただきまして、誠にありがとうございました。
これもちまして、第22回青森県景観形成審議会を閉会いたします。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名する。

議 長 _____

署名者 _____

署名者 _____